

に借り入れが出来なくなり
ます。

平成28年度における鏡野町
の実質公債費比率は、7.8%
となりました。

鏡野町の比率は、鏡野地
域情報通信施設整備運営事
業の財源として借入れた起
債の償還が今年度から始まっ
た影響により単年度の比較で
は1.5%増加しましたが、3カ
年平均では0.3%減少してお
り、これは計画的な地方債の
繰上償還や借り入れの抑制
を行なってきたことや、一部
の大規模事業に係る地方債
償還が終了したことによるも
のです。今後におきましても、
借り入れの抑制に努め、後
年度の負担軽減を図ること
としています。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や
将来支払わなければならない
可能性のある負担等の残高
を年度末（3月31日）時点
で算定し、すべての負担を含
めた負担額を「財源の規模」
と比較して指標化したものが
「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計

が将来支払っていく負債には、
一般会計の地方債残高のほ
か、将来の支払を約束した
もの（債務負担行為）、町職
員の退職手当、公営企業会
計など他の会計の地方債残
高のうち一般会計が負担す
るべきものと見込まれるもの
などがあります。

平成28年度における鏡野
町の将来負担比
率は、63.7%とな
りました。

鏡野町の比率
は、公営企業に
おいて、奥津・中
谷地区簡易水道
統合整備事業等
に伴う公営企業
債等繰入見込額
の増加等によって、
昨年度と比べて
0.5%上昇して63.7%
となりました。

(5) 資金不足比率

病院事業、水
道事業、下水道
事業など公営企
業の資金不足を、
流動資産や流動
負債、料金収入

等の規模で示される「事業
規模」と比較して指標化し、
各公営企業会計の経営状況
の深刻度を示すのが「資金
不足比率」です。

平成28年度における鏡野
町の公営企業会計の資金不足
比率は表のとおりで、全ての
公営企業会計で実質的な資
金不足額は生じておりません。

資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準比率
国民健康保険病院事業会計	—	20%
水道事業会計	—	20%
簡易水道特別会計	—	20%
公共下水道特別会計	—	20%
農業集落排水事業特別会計	—	20%
林業集落排水事業特別会計	—	20%
備考	1 各会計において、資金不足額が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、経営健全化基準を上回る場合は、自主的経営改善努力が義務付けられます。	

(参考) 平成28年度鏡野町各会計決算の状況

(単位：千円)

会計名		歳入決算額	歳出決算額	実質収支額(注1)	
普通会計	一般会計	12,678,905	11,887,066	697,953	
	津山・富線共同バス運行事業特別会計	4,917	4,826	91	
	奨学会特別会計	8,454	5,860	2,594	
	越畑専用水道特別会計	2,156	1,900	256	
公営事業会計	(注3) 法非適用	国民健康保険特別会計（事業勘定・直診勘定）	2,149,521	2,067,697	81,824
		介護保険特別会計	1,752,050	1,701,412	50,638
		後期高齢者医療特別会計	164,476	164,427	49
		簡易水道特別会計	1,533,827	1,487,859	45,968
		農業集落排水事業特別会計	518,433	488,334	30,099
		林業集落排水事業特別会計	7,110	7,110	0
		公共下水道特別会計	860,553	860,553	0
		法適用	会計名	総収益	総費用
	国保病院事業会計（損益計算書）	1,296,384	1,288,525	61,771	
	水道事業会計（損益計算書）	268,678	234,990	111,127	

(注1) 実質収支額＝(歳入決算額－歳出決算額)－(29年度へ繰り越して使用する額)

(注2) 利益剰余金残高＝前年度繰越利益剰余金＋純利益（－純損失）

(注3) 公営企業会計の内、「法適用」とは、地方公営企業法の適用を受けている会計。「非適用」とは、適用を受けていない会計。

お問い合わせ先 鏡野町 総務課 電話 (0868) 54-2111